

## 湖北広域行政事務センター告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）243条の2の規定に基づき、次のように湖北広域行政事務センターし尿処理手数料の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項およびセンター財務規則が準用する長浜市財務規則42条の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

湖北広域行政事務センター  
管理者 松居 雅人

### 1. 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 長浜市神照町743番地  
株式会社ライフリーフ 代表取締役 山路 エツ子
- (2) 長浜市西上坂町233番地の4  
橋本クリーン産業株式会社 代表取締役 橋本 和泰
- (3) 長浜市湯次町155番地  
株式会社テックアシスト 代表取締役 堀川 吉孝
- (4) 米原市春照1937番地1  
株式会社ハウステクノ関ヶ原 代表取締役 田中 和浩
- (5) 長浜市木之本町木之本2100番地の1  
有限会社伊香清掃センター 代表取締役 堀川 悠也

### 2. 委託した公金事務に係る歳入の種類

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）第19条第1項の規定に基づくし尿処理手数料の徴収事務。

### 3. 指定をした日

令和8年4月1日

### 4. 委託をした日

令和8年4月1日

### 5. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6. 徴収の方法

「し尿くみ取り手数料請求書」、「し尿くみ取り手数料領収書」および「納付書」による。

※ 納付書による徴収は仮設トイレに限る。